

この規程は、定款第4条第1項ならびに第31条と第32条に定める学術集会の開催および学術集会会長に関し必要な事項を定める。

(学術集会の開催)

第1条

本法人の目的を達成するため、日本小児リウマチ学会は、定款第4条第1項による「学術集会」を開催する。

(学術集会の主宰)

第2条

学術集会の開催にあたっては、定款第32条により学術集会会長を置き、学術集会規程に基づき、会長がその独自性を生かしながら主宰する。

(開催日程・場所の決定)

第3条

学術集会の開催日程・場所(会場)は、当該学術集会の開催年の2年前までに学術集会会長が決定し、理事会に報告する。

(運営体制)

第4条

理事会は、学術集会会長が学術集会の企画・運営を円滑に行うことができるように支援する。

(予算)

第5条

学術集会会長は、学術集会予算を作成し、事業計画とともに理事会の承認を得る。

(財務)

第6条

学術集会に係る運営費予算等の財務は、学術集会事務局があたる。収支決算は学術集会会長および事務局が担当し、日本小児リウマチ学会の収支と連結で決算を行う。

(参加費)

第7条

参加費は10,000円～20,000円とし、予算作成時に学術集会会長が決定する。学生、初期研修医、留学生、コメディカルの参加費については学術集会会長が減額することができる。

(会長代行)

第8条

学術集会会長に事故があるときまたは欠けたときは、理事長と副理事長が協力してその職務を代行する。

(筆頭演者)

第9条

学会発表の際は、一般演題の筆頭演者は正会員である必要がある。

(事業の変更)

第10条

学術集会会長は、会期の変更など事業に大きく変更が生じる場合には、速やかに理事会に報告する。

(報告)

第11条

学術集会会長は、学術集会終了後、原則として8か月以内に事業概要及び収支に関して理事会に報告する。

(規程の変更)

第12条

この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第13条

その他必要な事項は、理事会の決定による。

(附則)

第14条

この規程は、2019年度定時会員総会の承認を得て、2021年第31回学会総会・学術集会の運営から適用する。